

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

税務収納課 ☎66・11116

個人事業税の第2期分の納期限は12月2日(月)です。

11月中旬に県から納付書をお送りしますので、最寄りの銀行、農協、漁協、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含む)などの金融機関もしくはコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下のものに限る)または県税事務所で納付してください。

なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行および郵便局を除く)の窓口で納付してください。

また、口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高をご確認ください。

問合せ先 東三河県税事務所課 税第1課 ☎05332540137

「愛知県多重債務者相談強化月間」無料弁護士相談会

観光商工課 ☎66・11119

多重債務など借入金に関する問題を抱えている方を対象に、弁護士による無料相談会を開催します。

相談内容が外部に漏れることはありませんので、一人で悩まず安心してご相談ください。

とき 11月21日(木)

午後1時～4時

※1人30分程度(申し込み順) ところ 市役所新館2階 消費生活相談室

申し込み 11月5日(火)午前8時30分

から直接または電話で観光商工課へ。

可燃ごみ・粗大ごみ・草木の持ち込み自粛のお願い

環境清掃課 ☎57・4100

ごみ焼却炉と粗大ごみ破砕設備の定期修理のため、クリーンセンターへの可燃ごみと粗大ごみの持ち込み、一色処分場への草木の持ち込みの自粛をお願いします。

とき 11月25日(月)～12月8日(日)

燃えるごみの減量にご協力をお願いします！

ごみ出しのたびに、重たいごみ袋を運ぶのは大変ですよね。「雑がみとプラごみの分別・生ごみの水切り」をすれば、燃えるごみを劇的に減らすことができます。



雑がみを分けましょう！

- ◆雑がみとは
チラシ、お菓子やティッシュの紙箱、封筒、紙袋、包装紙、トイレットペーパー・ラップの芯
- ◆出し方
大きいものはひもで縛って、細かいものは紙袋に入れて資源回収日に出してください。
- ◆注意すること
付属の金具、ビニールははずしてください。カーボン紙、ワックス加工紙、感熱紙などの特殊な紙は燃えるごみです。



生ごみは水切りをしましょう！

水切りをすることで、量だけでなく、臭いを減らすことができます。

- ◆乾いている野菜の皮は濡らさない
- ◆水きりネットなどで、しっかり水を切る
- ◆袋に入れる前に、新聞紙の上で乾かす

専用ごみ袋を作ると便利です！

- ① 紙袋 → 雑がみ専用
- ② レジ袋 → プラごみ専用
- ③ 指定袋 → その他の燃えるごみ

環境清掃課 ☎57・4100



プラごみを分けましょう！

- ◆プラごみとは
卵や豆腐のパック、お菓子やパンの袋、洗剤やシャンプーの容器、レジ袋、商品を包むフィルム・袋など(プラスチック製容器包装)
- ◆出し方
透明または半透明の中身の見える袋に入れて資源回収日に出してください。
- ◆注意すること
汚れているものは洗って出してください。汚れが取れないものは燃えるごみに入れてください。パケツ、CD、おもちゃなどのプラスチック製品はプラごみではありません。

粗大ごみを捨てる時、ご活用ください！

◆粗大ごみ戸別収集

- 対象：粗大ごみ、大型可燃ごみ(布団、マットなど)
料金：大小問わず1点800円(1枚800円のシールを事前にご購入ください)
シール販売：クリーンセンター、市役所会計室、公民館
収集日：月曜日から金曜日(祝日を含む)
予約：クリーンセンターで受け付けています。収集を希望する前日までに予約してください。(時間の指定はできません)
シールを購入し、予約が完了したら、予約日の朝8時30分までにシールを貼って家の外に出しておいてください。詳しくは環境清掃課にお問い合わせください。